

関係各位

まん延防止等重点措置期間中の活動について

令和3年6月21日
墨田区少年野球連盟
会長 坪木 敏夫
理事長 夏川 導雄

皆様におかれましては、日頃より連盟へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、政府から適用期間を6月21日から7月11日までとするまん延防止等重点措置が新たに発出されました。これを受けて、本連盟として対応をまとめましたので、所属チームの皆様にご周知します。

記

- (1) 区民体育大会は区主催行事として再開とする（戦績等は緊急事態宣言中に行われた連盟主催試合のものを引き継ぐ）。
- (2) 区民体育大会の閉会式を実施する。
- (3) 王貞治杯は、区共催事業として実施する。
- (4) 引続き区外チームとの交流及び区外での練習試合等のチーム活動を認める。また、都県境の移動を伴う活動も再開とする。但し、今回のまん延防止等重点措置においては、都県境移動について自粛が求められているため、都県境の移動を伴う活動は公式戦に限ることとする。
- (5) 引続き、本連盟ガイドラインに従い、感染防止対策を徹底することとする。特に、インド型変異株について、少年野球の試合へ自動車を乗り合って移動する際に（マスク着用・会話なしであっても）自動車内で集団感染したと疑われる事例が出ているため、試合に当たっては徒歩・自転車や公共交通機関の利用、自動車を利用する場合は家族のみでの利用を強く推奨する。但し、やむを得ず乗り合って自動車を用いる場合は、窓を全開し、マスクを着用して会話しないなど十分な感染防止対策を講じることとする。
- (6) バットやボール使用を禁止されている区内公園等における自主練習等の苦情が入っているので、引続きチームにおいて注意を徹底することとする。

以上